警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成30年3月15日　　警察共済組合理事長　金高　雅仁

第24条第1項の表中「1,000分の6.23」を「1,000分の6.63」に改め、同条第3項中「1,000分の12.46」を「1,000分の13.26」に改める。

第28条第1号中「810円」を「2,125円」に改め、同条第2号中「645円」を「2,013円」に改める。

附則第8項の表中「60円」を「196円」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年4月1日から施行する。

2　変更後の第24条第1項及び第3項の規定は、平成30年4月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年3月20日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第2項に基づき公告します。

平成30年3月30日

大阪府大阪市中央区博労町1丁目9番8号

大阪装粧厚生年金基金

代表清算人　松井　誠司

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年3月20日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

1．代表清算人氏名　松井　誠司

2．住所　大阪府大阪市中央区博労町1丁目9番8号

平成30年3月30日　大阪装粧厚生年金基金

企業年金基金変更公告

さくらグループ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都府中市府中町一丁目7番地の2　さくら食品館5階

2．旧事務所の所在地　東京都府中市宮西町二丁目5番地の1

3．変更年月日　平成30年3月26日

平成30年3月30日

さくらグループ企業年金基金

理事長　矢沢　喜治

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

平成30年3月30日　　愛媛県教育委員会

1　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

⑴　中学校教諭一種免許状（国語）、平21中1第63号、平成22年3月31日、徳島県教育委員会、正岡　悠、愛媛県

⑵　高等学校教諭一種免許状（国語）、平21高1第78号、平成22年3月31日、徳島県教育委員会、正岡　悠、愛媛県

⑶　中学校教諭一種免許状（社会）、平25中一種第237号、平成26年3月25日、愛媛県教育委員会、正岡　悠、愛媛県

⑷　高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、平25高一種第335号、平成26年3月25日、愛媛県教育委員会、正岡　悠、愛媛県

2　失効年月日　平成30年3月23日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第1項第1号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずにこの合併の全てを決定しております。また、甲は乙の発行済株式の全てを所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年三月二十八日

掲載頁　一〇八頁（号外第六十三号）

平成三十年三月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号　ＪＰタワー

（甲）ネットワンシステムズ株式会社

代表取締役　吉野　孝行

東京都品川区東五反田三丁目二〇番二四号

（乙）株式会社エクシード

代表取締役　末光　俊一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二十九日

掲載頁　七十四頁（号外第一一一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成三十年三月三十日

愛知県一宮市三ツ井二丁目二八番二三号

（甲）株式会社カジ・コーポレーション

代表取締役　梶喜代三郎

静岡市駿河区小鹿一丁目五番八号

（乙）有限会社ピックアン

取締役　羽田　竜弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新メディア事業部が管轄するａｕｍｏ事業に関する権利義務を承継しＺはそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年三月三十日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）アウモ株式会社

代表取締役　中村　陽祐

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（乙）グリー株式会社

代表取締役　田中　良和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護事業、訪問看護事業並びに鍼灸院及びフィットネスクラブの運営事業に関する権利義務及びフィットネス事業を継し、乙はそれらを承継させることにいたしました。

たので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年三月三十日

大阪市西区立売堀四丁目六番九号

（甲）アトラケア株式会社

代表取締役　田中　克典

大阪市西区立売堀四丁目六番九号

（乙）アトラ株式会社

代表取締役　久世　博之